

春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、愛知県名古屋飛行場周辺における航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するため、予算の範囲内において、騒音防止工事を実施した住宅に居住する生活保護等世帯に対し、空気調和機器の稼働費を助成するものとし、その助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第2項第1号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む、以下同じ。）に掲げる支援給付を受けている世帯（以下「生活保護等世帯」という。）の世帯主であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）の規定により補助を受けて防音工事を実施した住宅に居住している者
- (2) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第8条の2の規定により国土交通大臣が指定した第1種区域内に指定の日に現に所在する住宅で国又は市の補助を受けて防音工事を実施したもののうち愛知県住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱の規定による補助対象区域に居住している者。

(助成金)

第3条 助成金は、次項に規定する交付対象期間内に空気調和機器を稼働させるために要する電力量料金で、別に定める算定方式による額とする。ただし、1

世帯に付き12,000円以内とする。

2 助成金の交付の対象となる空気調和機器の稼働期間（以下「交付対象期間」という。）は、7月から10月までとする。

3 助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が、交付対象期間の一部について第6条に規定する資格に適合しない場合は、助成金の額は、当該資格に適合した期間について日割り計算により算出した額とする。

（交付の申請）

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、空気調和機器稼働費助成金 交付申請書（第1号様式）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 生活保護法に規定する保護を受けている世帯にあっては生活保護世帯証明書（扶助期間を明記したものに限る。）、支援法に規定する支援給付を受けている世帯にあっては支援給付決定通知書の写し又はこれにかわるもの
- (2) 住民票の写し
- (3) 電力量料金領収書又はこれに相当するもの（3月から10月までの間に係るもの）の写し

（助成金交付の決定）

第5条 市長は、前条により提出された助成金交付申請書及び関係書類を審査のうえ、助成すること、又は助成しないことを決定したときは、次により申請者に通知するものとする。

- (1) 空気調和機器稼働費助成金交付決定通知書（第2号様式）
- (2) 空気調和機器稼働費助成金却下通知書（第3号様式）

（助成対象者の資格の審査）

第6条 市長は、助成の申請があった場合は、次の各号に掲げる条件に全て適合するかどうか資格の審査を行うものとする。

- (1) 申請者が交付対象期間において、生活保護等世帯の世帯主であったこと。

(2) 申請者が交付対象期間において、国又は市の補助を受けて実施した防音工事に伴い空気調和機器が設置された住宅に居住していたこと。

(3) 申請者が、交付対象期間に係る電力量料金を支払ったこと。

(助成金の交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金を当該助成金の交付の目的以外の目的に使用したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 既に助成金を受けていた者が、前項の規定により助成金の決定の全部又は一部を取り消されたときは、その取り消しにかかる部分に関する額を市長が定める納付期日までに返還しなければならない。

(助成金の請求)

第8条 申請者は、助成金交付決定通知を受けたときは、空気調和機器稼働費助成金請求書（第4号様式）により助成金を請求しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第9条 申請者は、第7条の規定又はこれに準ずる他の法律等の規定による処分により、助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 申請者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成元年12月1日から施行する。

(生活保護等世帯の特例)

- 2 平成25年10月1日から平成26年5月22日までの間に限り、第2条に規定する「生活保護等世帯」には、平成25年7月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成25年8月から平成26年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成25年7月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14号第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。
- 3 平成26年5月23日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条に規定する「生活保護等世帯」には、平成26年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成26年4月から平成27年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成25年7月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14号第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。
- 4 平成27年7月1日から平成28年3月31日までの間に限り、第2条に規定する

「生活保護等世帯」には、平成27年3月に生活保護法第11条第1項第1号に規定する保護を受けている世帯又は支援法第14条第2項第1号に掲げる支援給付を受けている世帯であって、平成27年4月から平成28年3月までに生活保護法第26条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第26条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至った世帯（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成27年3月の生活保護法第8条第1項に規定する保護基準額又は支援法第14号第1項に掲げる支援給付の基準額を下回っている世帯に限る。）を含むものとする。

附 則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月14日から施行し、改正後の春日井市生活保護世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱は平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、改正後の春日井市生活保護世帯等空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市生活保護世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市生活保護世帯等空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行し、改正後の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定は、同日以後の空気調和機器稼働費助成金の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、改正後の春日井市生活保護等世帯

空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定は、同日以後の空気調和機器稼働費助成金の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、改正後の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定は、平成27年7月1日以後の空気調和機器稼働費助成金の交付の申請に係るものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼働費助成金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

空気調和機器稼動費助成金の算定方式

春日井市生活保護等世帯空気調和機器稼動費助成金交付要綱第3条第1項に規定する助成金の算定方式は、次のとおりとする。

1 助成金の額

助成金の交付の対象となる各月ごと（7月から10月まで）の電力量料金から3月から6月までの各月に支払われた最も低い月の電力量料金を差し引いた額の合計額とする。

なお、当該計算において負となる月は0円とする。

ただし、12,000円をもって当該助成金の限度額とする。

2 端数処理

助成金の額の算出において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てることとする。